

令和7年度

東栄町特定環境保全公共
下水道事業特別会計
予算書

議案第 4 1 号

令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり
提出するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和7年度 東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	1,316	人
(2) 年間総処理水量	276,840	m ³
(3) 1日平均処理水量	758	m ³
(4) 主要な建設改良費		
イ 浄化センター機器設備更新工事	35,549	千円
ロ 浄化センター電気設備更新工事	13,507	千円
ハ 東栄町特定環境保全公共下水道事業 ストックマネジメント計画策定業務委託	37,422	千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		
第1項 営業収益		36,456 千円
第3項 営業外収益		143,144 千円
	支	出
第2款 公共下水道事業費用		
第1項 営業費用		194,238 千円
第2項 営業外費用		4,862 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額46,093千円は、当年度分損益勘定留保資金46,093千円で補填するものとする。)

	収	入
第3款 公共下水道事業資本的收入		
第1項 企業債		12,000 千円
第2項 補助金		43,735 千円
第3項 他会計出資金		44,222 千円
第6項 負担金等		900 千円
	支	出
第4款 公共下水道事業資本的支出		
第1項 建設改良費		87,862 千円
第3項 企業債償還金		58,588 千円
第6項 予備費		500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	浄化センター機器設備更新事業	133,551千円	令和6年度	98,002千円
				令和7年度	35,549千円
資本的支出	建設改良費	東栄町特定環境保全公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託	37,422千円	令和7年度	0円
				令和8年度	37,422千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化センター機器設備更新工事	8,500千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
浄化センター電気設備更新工事	3,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,859千円

(他会計からの補助金)

第10条 特定環境保全公共下水道事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、91,111千円と定める。